

## 島根原発3号機の取扱いについての県の考え方

1. 島根県及び松江市が中国電力と締結している安全協定では、中国電力が原子炉施設に重要な変更を行おうとする場合、事前に島根県及び松江市の了解を得ることが必要です。
2. 中国電力は、この了解を得るため、5月22日、島根原発3号機が原子力規制委員会の新規制基準に適合するかについて、原子力規制委員会に申請を行うことにつき、島根県と松江市に事前了解願いの提出を行ったのであります。
3. 原発については、安全の確保が大変重要であり、県では、専門家による原子力安全顧問会議や、県内各界の方々が参加する原子力の安全対策協議会の開催などにより、県民や関係自治体、専門家などの意見を聴いてまいりました。
4. 6月6日に開催した専門家による原子力安全顧問会議では、原子力規制委員会が審査すべき内容等について、
  - (1) 福島原発事故を受け、必要な安全対策設備は整備され、その対策は有効に機能するものになっているか
  - (2) 施設や設備の面だけでなく、人的な面においても適切な対策がとられているかなどのご意見をいただきました。
5. 同日開催し、住民の方々も参加した安全対策協議会等では、
  - (1) 原発に100%の安全はなく、不安は払しょくできない
  - (2) 電力需給に余裕がある中で、なぜ原発が必要なのかといった意見をいただきました。

6. また、県議会におかれては、中国電力に対して安全確保のための継続的な取組みなどを求めた上で、申請を了承されました。
7. 立地自治体の松江市は、7月5日、中国電力に対し、原子力規制委員会の審査に適確に対応することなどを求めた上で、審査を受けることについては認めると回答されました。
8. 周辺自治体の出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市は、中国電力に対し、原子力規制委員会による審査の状況を丁寧に説明することや、防災対策に協力することなどを求めた上で、審査を受けることについては認めると回答されました。

(出雲市が7月12日、安来市が6月26日、雲南市が7月27日、鳥取県・米子市・境港市が8月6日に回答)

9. 国に対しては、先般、改めて原発について確認したところ、次のような見解を示されています。
  - (1) 電力需給には余裕があるが、発電のほとんどは火力発電によるものであり、CO<sub>2</sub>を大量に排出するなどの問題がある。
  - (2) 他方、CO<sub>2</sub>を排出しない太陽光発電等の再生可能エネルギーは、コストが高く供給が不安定であるなどの問題があり、多くの電力を賄うことは難しく、原発は一定割合を担う必要がある。
10. 以上のような状況から、県としては、島根原発3号機については、当然ながら安全性は重要な課題であり、原子力規制委員会が、専門的な見地から厳格に審査を行う必要があると考えたところです。
11. こうしたことを踏まえ、県としては、中国電力が、原子力規制委員会の審査を受けるため、島根原発3号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解することといたしました。